

# 世田谷区公報

## 目次

### 規 則

- 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(1) …… 1
- 世田谷区立区民センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(2) …… 4
- 世田谷区立区民農園条例施行規則の一部を改正する規則(3) …… 4
- 世田谷区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則の一部を改正する規則(4) …… 4
- 世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(5) …… 4

### 告 示

- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示(1) …… 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定の告示(2) …… 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定の告示(3) …… 4
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(4) …… 4
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示(5) …… 4
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示(6) …… 5
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示(7) …… 5
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(8) …… 5
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(9) …… 5
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(10) …… 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(11) …… 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更の告示(12) …… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(13) …… 5
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定事項の変更の告示(14) …… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(15) …… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区

- 域変更及び供用開始の告示(16) …… 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(17) …… 6
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出の告示(18) …… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(19) …… 6
- 平成19年9月6日世田谷区告示第643号の一部を訂正する告示(20) …… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(21) …… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(22) …… 6
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(23) …… 6
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(24) …… 6
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(25) …… 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(26) …… 7
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(27) …… 7
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示(28) …… 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(29) …… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(30) …… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(31) …… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(32) …… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(33) …… 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(34) …… 7
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認及び確認の辞退の告示(35) …… 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(36) …… 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(37) …… 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(38) …… 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(39) …… 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示(40) …… 8

### 公 告

- 建築基準法に基づく公聴会開催の告示(1) …… 8
- 屋外広告物法に基づく屋外広告物等の保管の告示(2) …… 8

### 規 則(教)

- 世田谷区立学校公文書管理規則の一部を改正する規則(1) …… 8
- 世田谷区立学校管理運営規則の一部を改正する規則(2) …… 9

### 訓 令 甲(教)

- 世田谷区立学校公文書管理規則の一部改正(1) …… 9

### 告 示(農)

- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(1) …… 9

### 告 示(監)

- 地方自治法に基づく令和4年度定期監査の結果の報告の公表(1) …… 9

## 規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和5年1月31日

世田谷区長 保坂展人

### 世田谷区規則第1号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

### 世田谷区規則第2号

世田谷区立区民センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

### 世田谷区規則第3号

世田谷区立区民農園条例施行規則の一部を改正する規則

### 世田谷区規則第4号

世田谷区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則の一部を改正する規則

### 世田谷区規則第5号

世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和31年12月世田谷区規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

#### 第2条 削除

第3条の2中「第3条第2項」を「第3条第4項」に改める。

第5条第1項第2号中「職員の定年等に関する条例(昭和59年3月世田谷区条例第1号)第3条に規定する定年(以下「定年」という。)が年齢65年の職員にあっては60歳」を「職員の給与に関する条例(昭和26年10月世田谷区条例第11号。以下「給与条例」という。)第5条第1項第2号に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける職員(次号において「医(一)適用職員」という。)にあっては、60歳」に改め、同項第3号中「定年が年齢65年の職員にあっては60歳」を「医(一)適用職員にあっては、60歳」に改める。

第6条の2第4項中「職員の給与に関する条例(昭和26年10月世田谷区条例第11号)」を「給与条例」に改め、同条第5項中「付則第5項を除き、以下」を「以下この項において」に改める。

第6条の3を削り、第6条の4を第6条

の3とし、第6条の5を第6条の4とし、第6条の6を第6条の5とし、同条の次に次の2条を加える。

(条例第10条の2の規則で定める職員等)  
第6条の6 条例第10条の2の規則で定める職員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第3項に規定する特定管理監督職群に属する他の管理監督職(以下「他の管理監督職」という。)に降任した職員とする。

2 条例第10条の2の規則で定める日は、他の管理監督職に降任した日の前日とする。

(条例第11条第4項の規則で定める要件)  
第6条の7 条例第11条第4項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして当該自己啓発等休業の期間の初日の前日(自己啓発等休業の期間が延長された場合にあつては、延長された自己啓発等休業の期間の初日の前日)までに、任命権者が区長の承認を受けたこと(第7条の2第1号に規定する都職員等としての引き続いた在職期間中に自己啓発等休業の期間がある職員にあつては、これに相当する取扱いを受けたこと)。

(2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けていないこと。

(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間(条例第7条の4第2項第2号及び第3号に掲げる期間を含む。)が5年に達するまでの期間中に退職したものであること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 通勤による傷病若しくは死亡又は条例第7条第1項に規定する公務上の傷病若しくは死亡(他の条例の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病又は死亡を含む。)により退職した場合

イ 職員の定年等に関する条例(昭和59年3月世田谷区条例第1号)第3条に規定する定年(以下「定年」という。)に達したことにより退職した場合(同条例第4条の規定により引き続き勤務した後退職した場合を含む。)

ウ その者が退職した日又はその翌日に任期の定めのある職員として採用された場合

エ 条例第3条第1項ただし書若しくは第14条ただし書又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条の規定に該当して退職した場合

(4) 正当な理由なく、その者が在学して

いる課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないことにより自己啓発等休業の承認を取り消されていないこと。

2 前項第3号の在職期間の計算は、条例第11条の規定による勤続期間の計算の例による。

第7条の2を次のように改める。  
(条例第11条第5項の規則で定める者)

第7条の2 条例第11条第5項の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 条例第11条第6項に規定する都職員等(以下「都職員等」という。)のうち、任期の定めのないものから引き続いて任期の定めのある職員となった者
- (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項に規定する条例の定めにより同項に規定する退職手当を受けることとなる者及び国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第2項の規定により同条第1項に規定する職員とみなされる者から引き続いて職員となった者

第11条の見出し中「に規定する」を「の規則で定める」に改め、同条第1項中「に規定する」を「の」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 条例第13条第1項の規定による申出は、受給期間延長等申請書(第5号様式)に医師の証明書その他の前項各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて任命権者にこれを提出し、区長の認定を受けることを行うものとする。ただし、受給資格証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。第11条に次の7項を加える。

3 前項の申出は、当該申出に係る者が条例第13条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間(同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 前項ただし書の場合における第2項の申出は、当該理由に該当しなくなった日の翌日から起算して7日以内にななければならない。

5 第3項ただし書の場合における第2項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかったことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えてしなければならない。

6 区長は、第2項の申出をした者が条例第13条第1項に規定する理由に該当すると認定したときは、区長が任命権者である場合を除き、認定書を任命権者に交付

し、当該任命権者は、第2項の申出をした者に受給期間延長等通知書(第6号様式)を交付しなければならない。この場合(同項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受けたときを除く。)において、当該任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、同項の申出をした者にこれを返付するとともに、失業者退職手当受給資格台帳に必要な事項を記載しなければならない。

7 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に定める書類を提出しなければならない。この場合において、当該任命権者は、区長に変更届(第7号様式)を提出して認定を受けるとともに、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、受給資格者にこれを返付しなければならない。

(1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

(2) 条例第13条第1項に規定する理由に該当しなくなった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

8 第2項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて任命権者に提出し、区長の認定を受けなければならない。

9 前項の規定は第3項ただし書の場合における第2項の申出及び第7項の場合に、第2項ただし書の規定は第7項の場合について準用する。  
第11条の次に次の3条を加える。

(条例第13条第4項の規則で定める事業)  
第11条の2 条例第13条第4項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して30日を経過する日が、条例第13条第1項に規定する雇用保険法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの

(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第82条の5第1項に規定する就業手当に相当する退職手当又は同令第82条の7第1項に規定する再就職手当に相当する退職手当の支給を受けたもの



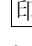
(3) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと区長が認めたもの

(条例第13条第4項の規則で定める職員)  
第11条の3 条例第13条第4項の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 条例第13条第1項に規定する退職の日以前に同条第4項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に

専念する職員  
 (2) 前号に掲げるもののほか、事業を開始した職員に準ずるものとして区長が認めた職員  
 (支給の期間の特例の申出)  
 第11条の4 条例第13条第4項の規定による申出は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他同条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて任命権者にこれを提出し、区長の認定を受けることによって行うものとする。  
 2 前項の申出(以下この条において「特例申出」という。)は、当該特例申出に係る者が条例第13条第4項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して2箇月以内にななければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。  
 3 区長は、特例申出をした者が条例第13条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認定したときは、区長が任命権者である場合を除き、認定書を任命権者に交付し、当該任命権者は、特例申出をした者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合(第5項において準用する第11条第2項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。)において、当該任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、特例申出をした者にこれを返付するとともに、失業者退職手当受給資格台帳に必要な事項を記載しなければならない。  
 4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に定める書類を提出しなければならない。この場合において、当該任命権者は、区長に変更届を提出して認定を受けるとともに、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、受給資格者にこれを返付しなければならない。  
 (1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書  
 (2) 条例第13条第4項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証  
 5 第11条第8項の規定は特例申出及び前項の場合並びに第2項ただし書の場合における特例申出に、同条第2項ただし書の規定は特例申出及び前項の場合に、同条第4項及び第5項の規定は第2項ただし書の場合における特例申出について準用する。  
 第14条の2の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「に規定する」を「の」

に改め、同項第1号中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同条第2項中「に規定する」を「の」に改める。  
 第15条第1項中「第13条第7項第2号又は第3号」を「第13条第7項第3号又は第4号」に改める。  
 第16条第1項を次のように改める。  
 受給資格者は、公共職業訓練等受講する場合、公共職業訓練等受講届(第10号様式)、通所届(第11号様式)及び受給資格証を任命権者に提出しなければならない。  
 第16条中第3項を第6項とし、同条第2項中「を任命権者」を「を添えて、これを任命権者」に、「前項」を「前項の規定」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。  
 2 任命権者は、前項の規定による提出があったときは、公共職業訓練等受講届を区長に送付するものとする。  
 3 区長は、前項の規定による送付を受けたときは、公共職業訓練指示票(第12号様式)を申請者及び任命権者に交付するものとする。  
 4 任命権者は、前項の規定による交付を受けたときは、受給資格証に必要事項を記載し、受給資格者にこれを返付しなければならない。  
 第21条の次に次の1条を加える。  
 (条例第14条の規則で定める者等)  
 第21条の2 条例第14条本文の規則で定める者は、条例第2条第1項第3号に掲げる職員とする。  
 2 条例第14条ただし書の規則で定めるときは、任期の定めのない職員が引き続いて任期の定めのある都職員等となったときとする。ただし、当該都職員等となった者が引き続いて任期の定めのない職員となる見込みがあるときは、この限りでない。  
 付則中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、付則第6項中「第6条の4各号」を「第6条の3各号」に改め、同項を付則第5項とし、付則第7項中「第6条の5」を「第6条の4」に改め、同項を付則第6項とし、付則第8項中「(昭和50年労働省令第3号)附則第1条の4に」を「附則第1条の4に」に改め、同項を付則第7項とし、付則に次の1項を加える。  
 8 条例付則第13条第8項の規定により読み替えて適用される条例第9条第1項の給料の調整額の額に相当する規則で定める額(以下「相当額」という。)とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。  
 (1) 職員の給料の調整額に関する規則の適用を受けた者の特定日(その者が60歳に達した日後における最初の4月1日をいう。以下この項において同じ。)の前日以前の相当額 特定日の前日までの期間において給料の調整額を受けていた時の同規則第2条第2項の区分に相当する退職の日における区分に対応する特定日の前日にその者が受けていると仮定した場合の給料の調整額の

金額  
 (2) 職員の給料の調整額に関する規則の適用を受けた者の特定日以後の相当額 特定日以後の期間において給料の調整額を受けていた時の同規則第2条第2項の区分に相当する退職の日における区分に対応する退職の日における給料の調整額の金額(同規則附則第2項の規定の適用を受ける場合は、同項の規定により計算して得た額)  
 (3) 学校職員の給料の調整額に関する規則の適用を受けた者の特定日の前日以前の相当額 特定日の前日までの期間において給料の調整額を受けていた時の職務の級の区分に相当する退職時における職務の級の区分に対応する特定日の前日にその者が受けていると仮定した場合の同規則第3条に定める額  
 (4) 学校職員の給料の調整額に関する規則の適用を受けた者の特定日以後の相当額 特定日以後の期間において給料の調整額を受けていた時の職務の級の区分に相当する退職時における職務の級の区分に対応する退職の日における同規則第3条に定める額(同規則付則第5項の規定の適用を受ける場合は、同項の規定により計算して得た額)  
 第5号様式及び第6号様式を次のように改める。  
 様式省略  
 第7号様式中「第11条関係」を「第11条、第11条の4関係」に改め、「」を削り、「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、「任命権者 」を「任命権者 」に改める。  
 第10号様式を次のように改める。  
 様式省略  
 附則  
 (施行期日)  
 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の2の改正規定、第6条の2の改正規定(同条第5項に係る部分に限る。)、第7条の2及び第11条の改正規定、同条の次に3条を加える改正規定、第14条の2、第15条及び第16条の改正規定、第21条の次に1条を加える改正規定、付則の改正規定(付則第6項中「第6条の4各号」を「第6条の3各号」に改める部分、付則第7項中「第6条の5」を「第6条の4」に改める部分及び付則に1項を加える部分を除く。)、第5号様式、第6号様式、第7号様式及び第10号様式の改正規定並びに次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。  
 (経過措置)  
 2 この規則による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第7条の2第1号の規定は、前項ただし書に規定する日以後に同号の任期の定めのある職員となった者について適用する。  
 3 改正後の規則第11条の2から第11条の

# 世田谷区公報

4 までの規定(同条第5項において準用する第11条第2項ただし書、第4項、第5項及び第8項の規定を含む。)は、令和4年7月1日以後に職員の退職手当に関する条例(昭和31年12月世田谷区条例第44号)第13条第4項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

4 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(令和2年7月世田谷区規則第90号)の一部を次のように改める。

附則第2項中「第11条第2項第2号」を「第11条第3項」に改める。

世田谷区立区民センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区立区民センター条例の一部を改正する条例(令和4年12月世田谷区条例第56号)の施行期日は、令和5年4月1日とする。ただし、同条例附則第2項及び第3項の規定の施行期日は、同年2月1日とする。

世田谷区立区民農園条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立区民農園条例施行規則(平成6年1月世田谷区規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1世田谷区立宇奈根二丁目ファミリー農園の項を削る。

附則

この規則は、令和5年2月1日から施行する。

世田谷区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則の一部を改正する規則

世田谷区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則(昭和34年11月世田谷区規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「に基き世田谷区国民健康保険事業の運営に関する協議会」を「の規定に基づき、世田谷区国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第3条第2項中「理由を具して」を「その理由を付して」に改める。

第4条第3項中「事故」の次に「が」を加える。

第6条の見出しを「会議の議事」に改め、同条中第1項を削り、第2項を第1項とし、同条第3項中「協議会」を「会議」に、「議長」を「会長」に改め、同項を同条第2項とする。

第8条第1項中「議長は会議録」を「会長は、会議録」に改め、同条第2項中「議長」を「会長」に改める。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(令和4年10月世田谷区規則第99号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項の改正規定を次のように改める。

第14条第1項中「子ども医療費助成制度受給資格消滅通知書」を「子ども等医療費助成制度受給資格消滅通知書」に改め、同項ただし書中「とき」の次に「又は対象者の保護する子ども等が18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したとき」を加える。

第16条の次に1条を加える改正規定中「第11条、第12条第2項」の次に「、第14条第1項」を加え、「第11条中「子ども等」とあるのは「対象者」と、第12条第2項中「子ども等」とあるのは「対象者」を「第11条及び第12条第2項中「子ども等」とあるのは「対象者」と、第14条第1項中「対象者の保護する子ども等」とあるのは「対象者」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

### ◎世田谷区告示第1号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第5条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和5年1月4日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名 特別区道
- 2 指定区間 世田谷区松原四丁目32番先から世田谷区松原四丁目11番先まで
- 3 指定年月日 令和5年1月4日

### ◎世田谷区告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の20第1項の規定により指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

令和5年1月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称 特定非営利活動法人 Ohana Kids
- 2 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区若林三

3 事業者の名称	丁目23番5号FLAT松陰103 Ohana Kids
4 事業者の所在地	相談支援 東京都世田谷区若林四丁目19番4号205
5 事業者番号	1331204923
6 事業の種類	特定相談支援事業
7 事業の主たる対象者	特定なし
8 指定の年月日	令和5年1月1日

### ◎世田谷区告示第3号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28第1項の規定により指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37の規定により告示する。

令和5年1月4日

世田谷区長 保坂展人

1 事業者の名称	特定非営利活動法人 Ohana Kids
2 主たる事務所の所在地	東京都世田谷区若林三丁目23番5号FLAT松陰103
3 事業者の名称	Ohana Kids
4 事業者の所在地	相談支援 東京都世田谷区若林四丁目19番4号205
5 事業者番号	1371201045
6 事業の種類	障害児相談支援事業
7 事業の主たる対象者	特定なし
8 指定の年月日	令和5年1月1日

### ◎世田谷区告示第4号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和5年1月4日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

### ◎世田谷区告示第5号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和5年1月4日

<p>世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第6号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。 令和5年1月4日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>	<p>介護</p> <p>◎世田谷区告示第11号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和5年1月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年1月10日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>指定番号 43-D294-02</li> <li>変更の区間 世田谷区砧五丁目143番54の内から143番55まで</li> <li>変更の区域 延長 18.12メートル 幅員 0.59メートルから0.61メートルまで 面積 11.88平方メートル</li> <li>供用開始の期日 令和5年1月10日</li> </ol>	<p>面積 0.76平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和5年1月10日</p> <p>◎世田谷区告示第14号 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第3項及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、世田谷区指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(令和元年11月世田谷区規則第49号)第7条第1項の規定により告示する。 令和5年1月10日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>事業所の名称 (変更前) ほわわ世田谷 (変更後) ほわわ花見堂</li> <li>事業所の所在地 (変更前) 東京都世田谷区瀬田二丁目6番8号 (変更後) 東京都世田谷区代田一丁目13番14号</li> <li>申請者の名称 社会福祉法人むそう</li> <li>変更年月日 令和4年9月27日</li> <li>障害児通所支援の種類 児童発達支援</li> </ol>
<p>◎世田谷区告示第7号 世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。 令和5年1月6日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第8号 世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。 令和5年1月6日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>	<p>◎世田谷区告示第12号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和5年1月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年1月10日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>指定番号 43-D294-03</li> <li>変更の区間 世田谷区砧五丁目143番54の内</li> <li>変更の区域 延長 0.01メートル 幅員 0.61メートル 面積 0.06平方メートル</li> </ol>	<p>◎世田谷区告示第15号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和5年1月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年1月11日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>認定番号 28-1</li> <li>変更の区間 世田谷区三宿二丁目391番26から391番28の内まで</li> <li>変更の区域 延長 12.01メートル 幅員 0.17メートル 面積 2.10平方メートル</li> <li>供用開始の期日 令和5年1月11日</li> </ol>
<p>◎世田谷区告示第9号 介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。 令和5年1月6日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>事業所の名称 フジ介護支援センター</li> <li>事業所の所在地 東京都世田谷区砧四丁目1番10号</li> <li>事業者の名称 NPO法人はあと世田谷</li> <li>廃止届受理年月日 令和4年12月21日</li> <li>サービスの種類 居宅介護支援</li> </ol>	<p>◎世田谷区告示第13号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和5年1月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年1月10日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>認定番号 (1) 36-19 (2) 38-11</li> <li>変更の区間 (1) 世田谷区北沢三丁目597番43の内 (2) 世田谷区北沢三丁目597番41から597番39まで</li> <li>変更の区域 (1) 面積 1.00平方メートル (2) 延長 12.18メートル 幅員 0.05メートルから0.07メートルまで</li> </ol>	<p>◎世田谷区告示第16号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和5年1月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年1月11日</p>
<p>◎世田谷区告示第10号 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。 令和5年1月6日 世田谷区長 保坂展人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>事業所の名称 青春道場</li> <li>事業所の所在地 千葉県千葉市稲毛区宮野木町17-22-147</li> <li>事業者の名称 株式会社アヴァンス</li> <li>廃止届受理年月日 令和4年12月23日</li> <li>サービスの種類 地域密着型通所</li> </ol>		

世田谷区公報

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
35-33

2 変更の区間  
世田谷区羽根木二丁目1838番7の内

3 変更の区域  
延長 11.61メートル  
幅員 0.18メートル  
面積 2.13平方メートル

4 供用開始の期日  
令和5年1月11日

◎世田谷区告示第17号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和5年1月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年1月11日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
36-5

2 変更の区間  
世田谷区砧一丁目345番78

3 変更の区域  
延長 18.17メートル  
幅員 0.07メートルから  
0.10メートルまで  
面積 1.57平方メートル

4 供用開始の期日  
令和5年1月11日

◎世田谷区告示第18号  
介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。  
令和5年1月12日  
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称  
スマイル住まいる走水

2 事業所の所在地  
神奈川県横須賀市走水一丁目1番6号

3 事業者の名称  
株式会社スマイル

4 廃止届受理年月日  
令和4年12月27日

5 サービスの種類  
認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

◎世田谷区告示第19号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和5年1月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月13日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区上祖師谷二丁目252番12

3 変更の区域  
延長 14.34メートル  
幅員 2.24メートルから  
2.27メートルまで  
面積 34.08平方メートル

4 供用開始の期日  
令和5年1月13日

◎世田谷区告示第20号  
平成19年9月6日世田谷区告示第643号の一部を次のように訂正する。  
令和5年1月16日  
世田谷区長 保坂展人  
告示中「延長 16.73メートル」を「延長 16.72メートル」に、「面積 15.09平方メートル」を「面積 15.10平方メートル」に訂正する。

◎世田谷区告示第21号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。  
この関係図面は、令和5年1月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年1月16日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
(1) 36-5  
(2) 36-5  
(3) 36-5  
(4) 28-1

2 供用開始の区間  
(1) 世田谷区北沢三丁目533番8の内から532番2の内まで  
(2) 世田谷区北沢三丁目538番2の内から538番3の内まで  
(3) 世田谷区北沢三丁目539番2の内から538番2の内まで  
(4) 世田谷区北沢三丁目529番8の内

3 供用開始の区域  
(1) 延長 9.36メートル  
幅員 0.00メートルから  
6.99メートルまで  
面積 28.92平方メートル  
(2) 延長 15.39メートル  
幅員 0.00メートルから  
6.00メートルまで  
面積 96.97平方メートル  
(3) 延長 16.72メートル  
幅員 0.00メートルから  
1.83メートルまで  
面積 15.10平方メートル  
(4) 延長 9.66メートル  
幅員 0.13メートルから  
0.14メートルまで  
面積 1.34平方メートル

4 供用開始の期日  
令和5年1月16日

◎世田谷区告示第22号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和5年1月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和5年1月17日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区赤堤五丁目502番58の内

3 変更の区域  
延長 17.24メートル  
幅員 0.19メートルから  
0.21メートルまで  
面積 3.56平方メートル

4 供用開始の期日  
令和5年1月17日

◎世田谷区告示第23号  
介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。  
令和5年1月17日  
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称  
デイホームぶどう園

2 事業所の所在地  
東京都三鷹市新川一丁目11番18号第3ハイム井上

3 事業者の名称  
株式会社ぶどう園

4 廃止届受理年月日  
令和5年1月11日

5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第24号  
介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。  
令和5年1月18日  
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称  
りはびり空間プレミアム・ケア代田橋店

2 事業所の所在地  
東京都杉並区和泉一丁目38番12号ドーミー方南町1F

3 事業者の名称  
株式会社プレミア・ケア

4 廃止届受理年月日  
令和5年1月4日

5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第25号  
世田谷区みどりの基本条例（平成17年3

月世田谷区条例第13号) 第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和5年1月20日

世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第26号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年1月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区砧八丁目97番10の内から97番7の内まで
- 3 変更の区域  
延長 19.71メートル  
幅員 0.33メートルから0.56メートルまで  
面積 9.81平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和5年1月23日

◎世田谷区告示第27号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和5年1月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
ブリッジライフ  
不動前
- 2 事業所の所在地  
東京都目黒区下目黒四丁目18番5号
- 3 事業者の名称  
株式会社ほっと  
ステーション
- 4 廃止届受理年月日  
令和5年1月18日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所  
介護

◎世田谷区告示第28号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第5条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和5年1月27日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名  
特別区道
- 2 指定区間  
世田谷区赤堤四丁目19番先から世田谷区赤堤四丁目15番先まで

3 指定年月日

令和5年1月27日

◎世田谷区告示第29号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年1月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
13-G011
- 2 変更の区間  
世田谷区上馬一丁目566番7の内
- 3 変更の区域  
延長 6.09メートル  
幅員 1.08メートル  
面積 6.61平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和5年1月30日

◎世田谷区告示第30号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年1月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区代田三丁目497番3の内
- 3 変更の区域  
延長 10.38メートル  
幅員 0.85メートルから0.89メートルまで  
面積 9.12平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和5年1月30日

◎世田谷区告示第31号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年1月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区新町二丁目272番2の内から272番13の内まで
- 3 変更の区域  
延長 3.68メートル  
幅員 0.00メートルから0.63メートルまで  
面積 1.77平方メートル
- 4 供用開始の期日

令和5年1月30日

◎世田谷区告示第32号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年1月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
40-19
- 2 変更の区間  
世田谷区上野毛二丁目77番2の内
- 3 変更の区域  
延長 14.47メートル  
幅員 0.10メートルから0.15メートルまで  
面積 2.00平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和5年1月30日

◎世田谷区告示第33号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年1月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
40-16
- 2 変更の区間  
世田谷区駒沢二丁目1034番164の内
- 3 変更の区域  
延長 8.59メートル  
幅員 0.05メートルから0.07メートルまで  
面積 0.54平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和5年1月30日

◎世田谷区告示第34号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年1月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区羽根木二丁目1812番8の内から1811番5の内まで
- 3 変更の区域  
延長 25.50メートル  
幅員 0.60メートルから0.64メートルまで  
面積 16.09平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和5年1月30日

◎世田谷区告示第35号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認及び同法第58条の6第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和5年1月30日

世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年1月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

(1) 28-1

(2) 37-22

2 変更の区間

(1) 世田谷区代沢三丁目190番55の内

(2) 世田谷区代沢三丁目190番55の内から190番53まで

3 変更の区域

(1) 延長 12.87メートル

幅員 0.46メートルから  
0.49メートルまで

面積 7.53平方メートル

(2) 延長 18.98メートル

幅員 0.14メートルから  
0.29メートルまで

面積 4.24平方メートル

4 供用開始の期日

令和5年1月31日

◎世田谷区告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年1月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区桜新町二丁目31番12地先無番

3 変更の区域

延長 15.56メートル

幅員 2.50メートル

面積 38.65平方メートル

4 供用開始の期日

令和5年1月31日

◎世田谷区告示第38号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を

次のように廃止する。

この関係図面は、令和5年1月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

31-G049

2 一部を廃止する起終点

(旧) 世田谷区桜新町二丁目31番10

地先無番から31番12地先無番まで

(新) 世田谷区桜新町二丁目31番10

地先無番から31番1地先無番まで

3 廃止の期日

令和5年1月31日

◎世田谷区告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年1月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

33-55

2 変更の区間

世田谷区豪徳寺一丁目2051番5

3 変更の区域

面積 1.00平方メートル

4 供用開始の期日

令和5年1月31日

◎世田谷区告示第40号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和5年1月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

11-G019

2 廃止する起終点

世田谷区大原一丁目1269番18地先無番

3 廃止の期日

令和5年1月31日

公 告

◎世田谷区公告第1号

公開による意見の聴取の開催について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第3項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第15項の規定に基づき次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

利害関係のある方は、この公聴会において意見を述べることができます。なお、意

見のある方で、当日に出席できない方は、公聴会前日までに都市整備政策部建築調整課へ意見の要旨を提出してください。

令和5年1月12日

世田谷区長 保坂展人

1 公聴会を行う日時

令和5年1月19日（木曜日）午後2時00分から

2 公聴会を行う場所

東京都世田谷区玉堤一丁目12番18号

世田谷区立玉堤地区会館第2会議室

3 公聴会を行う理由

別紙の建築許可をするため

別紙省略

◎世田谷区公告第2号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を別紙のとおり保管しているのを公告する。

令和5年1月24日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

規 則（教）

次に掲げる規則を公布する。

令和5年1月27日

世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第1号

世田谷区立学校公文書管理規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第2号

世田谷区立学校管理運営規則の一部を改正する規則

世田谷区立学校公文書管理規則の一部を改正する規則

世田谷区立学校公文書管理規則（令和3年3月世田谷区教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「保存期間」の次に「及び保存期間が満了したときの措置」を加え、同条に次の1項を加える。

3 校長は、選別基準に基づき、公文書の保存期間が満了したときの措置をあらかじめ定めなければならない。

第12条第1項第1号を次のように改める。

(1) 30年

第13条中「公文書（保存期間が1年未満のものを除く。）」を「保存期間が1年以上の公文書」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

保存期間が1年未満である公文書の保存期間の計算は、当該公文書を職務上作成し、又は取得した日から起算して1年を超えない期間内において事務遂行上必要な期間の終了する日までとする。

第14条を削る。

第15条の見出し中「廃棄前」を「保存期間満了前」に改め、同条第1項第1号を次のように改める。

(1) フォルダ等の分類



第15条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、保存期間が1年未満のフォルダ等に係る目録の公表は、当該フォルダ等に係る公文書の次条の規定による移管又は廃棄をする日の1月前までに、教育総務課長がこれを行う。第15条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

(保存期間が満了した公文書の取扱い等)

第15条 校長は、公文書の保存期間が満了したときは、当該公文書に係る第11条第3項の規定による定めを適否を確認したうえで、教育総務課長に引き渡し、又は廃棄しなければならない。

2 前項の規定により、教育総務課長が校長から引渡しを受けた公文書について区長への移管をする場合若しくは廃棄をする場合において、その移管又は廃棄については、条例第8条第2項の規定による世田谷区公文書管理委員会(以下「委員会」という。)からの意見聴取を経た後でないと行うことができない。

3 校長は、現年度の公文書(電磁的記録を除く。次項において同じ。)で第11条第3項の規定により廃棄の措置を採るべきこととしたもののうち、保存期間が1年未満のものについて、当該措置の適否を確認したうえで、適宜に廃棄しなければならない。

4 校長は、保存期間が1年以上の公文書で当該保存期間を満了したもののうち、第11条第3項の規定により廃棄の措置を採るべきこととしたものについて、当該措置の適否を確認したうえで、適当と認められたものを教育総務課長に引き渡さなければならない。この場合における引渡しの時期は、教育総務課長が別に定める。

5 校長は、保存期間を満了した電磁的記録のうち、第11条第3項の規定により廃棄の措置を採るべきこととしたものについて、当該措置の適否を確認したうえで、適当と認められたものを消去する。

6 第3項から前項までの規定により廃棄しようとする公文書のうち、委員会からの意見聴取の結果、区長に移管すべきである旨の意見が付されたものについては、校長及び教育総務課長は、当該意見を尊重し、区長に移管する必要があると認められるものについては、校長にあっては教育総務課長に、教育総務課長にあっては区政情報課長に引き渡さなければならない。

第16条第1項中「校長は、第14条」を「前条の規定にかかわらず、校長は、同条」に、「決定」を「確認」に改め、同条第2項中「長期の」を「10年を超える」に、「引き続き保存をする必要がないと認めて廃棄を決定した公文書については、これを教育総務課長に引き渡さなければならない」を「保存期間を見直すことができる」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、引き続き保存をする必要がないと認めた公文書については、前条の規定により教育総務課長に引き渡し、又は廃棄しなければならない。

第16条第3項を削る。

第17条第1項中「第14条第1項及び第2項並びに」を「校長は、第15条第3項若しくは第4項又は」に、「は焼却」を「にあっては焼却」に、「は適正な」を「にあっては適正な」に改め、同条第2項中「第14条第3項」を「校長は、第15条第5項」に改め、同条第3項中「第14条第2項及び」を「校長は、第15条第4項又は」に改める。

第20条中「管理」の次に「及び特定重要公文書の保存、利用等」を加える。

別表2の部中「(ファイルサーバに記録された電磁的記録を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同部(5)の款イの項を除く。)中「長期」を「30年」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

2 この規則による改正後の世田谷区立学校公文書管理規則(以下「改正後の規則」という。)第12条及び別表の規定は、適用日以後に作成し、又は取得した公文書(世田谷区公文書管理条例(令和2年3月世田谷区条例第4号)第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。)に係る保存期間(世田谷区立学校公文書管理規則第2条第1項第7号に規定する保存期間をいう。以下同じ。)について適用し、適用日前に作成し、又は取得した公文書に係る保存期間については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、適用日前に作成し、又は取得した公文書であって、教育委員会により10年を超える保存期間が定められているもののうち法令等により保存期間の定めのあるもの以外のものに係る保存期間は、当該公文書を職務上完結した日の属する会計年度の翌会計年度の初めの日から起算して30年間とする。

4 前項の規定により適用日前に保存期間が満了することとなる公文書については、適用日の前日を保存期間の満了する日とみなす。この場合における改正後の規則第14条第2項の規定の適用については、同項中「フォルダ等の廃棄の1月前までに」とあるのは、「速やかに」とする。

世田谷区立学校管理運営規則の一部を改正する規則

世田谷区立学校管理運営規則(昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第38条第2項中「長期」を「30年」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

訓 令 甲 (教)

◎世田谷区教育委員会訓令甲第1号

教育委員会事務局  
世田谷区立幼稚園  
世田谷区立小学校  
世田谷区立中学校

世田谷区立学校公文書管理規程(令和3年3月世田谷区教育委員会訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

令和5年1月27日

世田谷区教育委員会

第4条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 重要公文書の評価選別に関すること。

第4条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 重要公文書の評価選別に関すること。

第4条第3項に次の1号を加える。

(5) 重要公文書の評価選別に関すること。

第32条第2項中「使送」を「電子メール、使送」に改める。

附 則

この訓令による改正後の世田谷区立学校公文書管理規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第1号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第30回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和5年1月24日

世田谷区農業委員会会長  
穴 戸 幸 男

1 開催日時 令和5年1月30日(月)午後3時00分

2 開催場所 区役所第2庁舎第5委員会室

3 審議事項

(1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について

(2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について

(3) 第3号議案 その他の事項について

告 示 (監)

◎世田谷区監査委員会告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した令和4年度定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定に基づき、公表する。

令和5年1月19日

世田谷区監査委員 田 中 文 子  
同 中 根 秀 樹  
同 上 島 義 盛  
同 河 村 みどり

4世監第161号  
令和5年1月11日

世田谷区議会 議長様  
世田谷区教育委員会 委員長様  
世田谷区選挙管理委員会 委員長様  
世田谷区農業委員会 委員長様

世田谷区監査委員 田中 文子  
同 中 根 秀樹  
同 上 島 義盛  
同 河 村 みどり

令和4年度定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和4年度

定期監査報告書

世田谷区監査委員

(4) これまでの新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、令和 3 年度以降の事務事業の変化に着眼して実施した。

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 119 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に基づく令和 4 年度の定期監査については、世田谷区監査基準(令和 2 年 2 月 13 日監査委員決定)に基づき実施した。

**第 1 監査の概要**

**1 対象部局等**

- (1) 総合支所・本庁については、別表 1 令和 4 年度定期監査対象部等一覧(総合支所・本庁)のとおり。
- (2) 施設等については、別表 2 令和 4 年度定期監査対象施設等一覧のとおり。

**2 対象事項**

- 監査の対象とする事項は、次のとおりとした。
- (1) 令和 3 年度における財務事務及びその他の事務の執行
- (2) 令和 4 年度における監査実施日までの財務事務及びその他の事務の執行

**3 実施期間**

令和 4 年 5 月から同年 11 月までとした。

**4 実施方法**

- 監査は、監査委員及び事務局により、次の方法により実施した。
- (1) 監査委員による監査  
監査対象事項について、監査資料等による審査を行うとともに、必要に応じて関係部課長等から事情聴取を行う。
- (2) 事務局による監査  
監査対象事項について、監査資料等による調査、検証を行うとともに、必要に応じて担当者から事情聴取を行う。

**5 着眼点**

- 監査の着眼点は以下のとおりとした。
- (1) 監査対象部局の事務の特性や執行上のリスクを考慮し、リスクの高い事務に着眼して実施した。
- (2) 監査対象部局の事務事業の執行について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性が図られた運営がなされているかに着眼して実施した。
- (3) 前年度監査において、改善や訂正等を要するとした財務に関する事務に着眼して実施した。

別表2

令和4年度定期監査対象施設等一覧

- 1 監査委員による監査 10月11日から11月8日まで
- 2 事務局による監査 9月2日から10月20日まで
- 3 監査対象施設等

施設区分	実施基準	施設数	施設名
まちづくりセンター	4年	7施設	若林、代沢、九品仏、用賀、成城、船橋、上北沢
出張所	4年	1施設	用賀
清掃事務所	毎年	3施設	世田谷、玉川、砧
児童館	5年	5施設	桜丘、代田、等々力、山野、烏山
保育園	5年	8施設	池尻、東弦巻、豪徳寺、駒沢、玉川、用賀分園(わくわく)、給田、西之谷
公園管理事務所	隔年	3施設	北沢、玉川、砧
土木管理事務所	隔年	3施設	北沢、玉川、砧
幼稚園	5年	1施設	給田
小学校	5年	13施設	桜丘、代沢、世田谷、松沢、松原、駒繁、八幡、東玉川、九品仏、塚戸、祖師谷、給田、千歳
中学校	5年	6施設	駒沢、緑丘、瀬田、深沢、上祖師谷、喜多見
地域図書館	4年	3施設	世田谷、深沢、粕谷
その他施設	3年	1施設	河口湖林間学園

別表1

令和4年度定期監査対象部等一覧 (総合支所・本庁)

1 監査委員による監査

領域	対象部局	実施日
総合支所	世田谷総合支所	6月23日
	北沢総合支所	6月28日
	玉川総合支所	6月28日
	砧総合支所	6月24日
	烏山総合支所	6月27日
	企画総務領域	政策経営部、DX推進担当部 総務部、庁舎整備担当部、区長室 危機管理部 財務部、施設営繕担当部 会計室 区議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査事務局
区民生活領域	生活文化政策部	8月1日
	地域行政部	
	スポーツ推進部	
	環境政策部	
	経済産業部、農業委員会 清部・リサイクル部	
保健福祉領域	保健福祉政策部	8月2日
	高齢福祉部	
	障害福祉部	
	子ども・若者部、児童相談所 保育部	
都市整備領域	世田谷保健所、住民接種担当部	8月3日
	都市整備政策部、防災街づくり担当部、みどり33推進担当部	
	道路・交通計画部	
	土木部	
教育領域	教育委員会事務局	8月4日

- 2 事務局による監査 総合支所 5月6日から5月26日まで  
本庁 5月6日から6月17日まで

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の着眼点に沿って実施した監査の結果、財務に関する事務について、以下のとおり、是正や改善を求める指摘事項等が認められた。

また、軽微な誤りや検討を要する事項については、是正や訂正を行うよう口頭で注意したので、各所管課においては適正な事務の執行に努められた。その他の事務事業については、おおむね適正に執行されていたと認められる。

2 是正や改善を求める事項

監査の結果、適正な処理を徹底するために次に示すような是正や改善を求める事項が認められた。当該所管課はもとより、他の所管課においても事務処理の見直しや改善の参考とされ、適正な事務の執行に努められた。

(1) 適正な契約事務及び支出手続きを求めるもの

生活文化政策部市民健康村・ふるさと・交流推進課では、新成人を祝うとともに、大人としての自覚を促し未来を託す期待を伝えるため、地域活動団体等の協力を得て「新成人のつどい」を開催している。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年の「新成人のつどい」は会場開催が中止されたため、令和4年2月に開催するラグビーチーム「リコーブラックラムズ東京」のホストゲームに、令和3年の「新成人のつどい」の対象者を招待する事業を計画した。その事業の招待状として使用する色上質紙の購入において、次のような手続きが行われた。

令和3年12月9日に色上質紙16,600枚を発注し、同年12月17日に納品書兼完了届等の書類と色上質紙を受領し、同日検査を行ったが、担当者は支出手続きを行ったものと誤認し、納品書兼完了届及び請書兼請求書を文書フォルダに保存した。その後、年度末に払い漏れ等の確認を行ったところ、未払いであったことが判明したが、担当者は請書兼請求書等を未受領であったと誤認し、事業者に納品書兼完了届及び請書兼請求書を提出させ、納品があった旨を確認の上、契約日を令和4年3月24日、検査日を納品書兼完了届及び請書兼請求書を受領した同年3月28日として支出処理を行っていた。

50万円以下の随意契約をする際に契約書の作成を省略する場合、担当者は、契約の適正な履行を確保するため請書、公文書その他これに準ずる書面を徴さなければならない(世田谷区契約事務規則(以下「契約事務規則」という。))第45条)とされ、物品購入契約(ただし、単価契約を除く。)においては、請書等の作成に代えて、「請書兼請求書」により契約ができることとしている。また、「請書兼請求書」に明記されている契約条項(以下「契約条項」という。))において、受注者は履行

を完了したときは直ちに「納品書兼完了届」を区に提出し(契約条項第2条)、区は受注者から「納品書兼完了届」の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行わなければならない(契約条項第3条)、受注者からの請求があったときは、代金請求年月日(受注者が履行を完了し、かつ、区の検査に合格した日)から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない(契約条項第14条第2項)とされている。

しかし、区民健康村・ふるさと・交流推進課での物品購入契約では、担当者が支出の手続きを怠り、契約代金を支払う期限を超過させており、契約条項第3条及び第14条第2項に反している。加えて、未払いが判明した際に、改めて事業者に請書兼請求書等を提出させ、本来の契約日・検査日等と異なる日付けを記載し、実態と乖離した物品購入の契約及び支出手続きを行ったことは誠に遺憾である。

さらには、契約条項第14条第3項によると、契約代金の支払いが遅れた場合は、「受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の遅延利息の支払いを区に請求することができ。」とされ、地方公共団体のなす契約に準用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針である「政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針(昭和25年4月7日理国第140号)」によれば、遅延利息は「特に相手方において積極的にこの債権を放棄する意思表示のない限りは、当然支払の義務を負い、その請求を怠らずして履行をなすべきである。」とされている。

担当者及び検査員、並びに収支命令者は契約事務にかかる契約条項及び区規則等に則した事務を執行するとともに、支出手続きに遅滞が発生しないよう、支出管理を徹底されたい。

(2) 適正な契約事務及び支出手続き並びに物品管理を求めるもの

瀬田中学校では、指定物品受払簿で令和3年7月7日に購入と記載されている2円切手50枚と50円切手50枚、同年7月13日に購入と記載されている84円切手200枚の合計金額19,400円について、未払いが判明したため、令和4年2月21日に発注した郵便に未払いの19,400円の内容を加えた請書兼請求書を事業者に提出させ、検査日を同年3月18日として支出処理を行っていた。

加えて、指定物品受払簿の記載では、2円切手について令和3年7月

加えて、郵券の管理については、受払いの状況を適正に記録していないことは物品管理規則第35条に反している。郵券の購入・使用の都度、指定物品受払簿に記載せず、メモしていたものをまとめて入力していたために錯誤が起きたことだが、郵券の管理が極めて杜撰であり、公文書への記載が適正ではないと言わざるを得ない。

担当者及び検査員、並びに収支命令者は契約事務にかかるとする契約条項及び区規則等に則した事務を執行するとともに、支出手続きに遅滞が発生しないよう、支出管理を徹底されたい。また物品管理者、物品出納員や使用者は、区規則に則した適正な管理を行われたい。

3 意見

地方自治法第199条第10項の規定により、令和3年度を中心とする監査対象期間において、区が実施している財務に関する事務及び事務事業の執行状況について、区の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に添えて意見を述べる。

(1) 財務に関する事務について (適正な処理を徹底すべき事項、全庁的に取り組むべき課題)

指導事項のうちリスクアプローチ (注) による観点から、大きなミスにつながるおそれがあるものや基本的な事項の理解が不足しているものについて記載する。各所管職においては、事務処理の見直しや改善の参考とされ、適正な事務の執行に努められたい。

注 リスクアプローチとは、行財政運営上の様々なリスク (組織目的の達成を阻害する要因) をあらかじめ識別し、そのリスクの量的・質的重要性を評価して監査を行う手法をいう。

①手書き領収証書の取扱いについて

世田谷区会計事務規則付属様式第11号に基づく領収証書 (以下「手書き領収証書」という。) は、区と債務者 (納入者) との金銭の授受関係を明らかにする証拠書類となるものであり、保管された原簿は、当日の収納金を把握する資料として重要なものであるため、金銭出納員等は手書き領収証書の使用及び保管には十分に注意を払う必要がある。しかし、手書き領収証書の取扱いにおいて、次のような事例が見受けられた。

- ・区民生活領域所管の手書き領収証書の書損処理において、書損した手書き領収証書を原簿に添付せず、破棄していた。

手書き領収証書を書損した際は、書損の表示をした上で、金銭出納員

7日の購入と使用の記載をしているが、令和4年1月7日にその購入と使用が誤りであったとして取り消した上で、再度同じ内容を記載していた。また、未払いだった84円切手は令和3年7月13日の購入分として2000枚を記載している上に、令和4年2月21日の購入分としても2000枚を二重に記載していたため、指定物品受払簿上84円切手が実際よりも2000枚多くなっていた。その後実際とは異なる払出し内容を複数記載しており、年度末における指定物品受払簿の残数と郵券の枚数は合致していた。

「(1) 適正な契約事務及び支出手続きを求めたもの」でも述べたように、50万円以下の随意契約で契約書の作成を省略する場合、担当者は請書等を徴さなければならぬ (契約事務規則第45条) とされ、物品購入契約 (ただし、単価契約を除く。) においては、「請書兼請求書兼請求書」により契約ができることとしている。加えて、「請書兼請求書」に明記されている契約条項において、区は受注者から「納品書兼完了届」の提出があったときは、10日以内に検査を行わなければならない (契約条項第3条)、受注者からの請求があったときは、30日以内に契約代金を支払わなければならない (契約条項第14条第2項) とされている。

また、郵券など世田谷区物品管理要綱第15条に掲げる会計管理者が指定する供用物品 (以下「指定供用物品」という。) については、世田谷区物品管理規則 (以下「物品管理規則」という。) 第35条の規定に基づき、物品管理者は、指定物品受払簿又はそれに代わるものを備え、その供用状況を明らかにしておくかなければならないとしている。

しかし、瀬田中学校の郵券の購入について、請書兼請求書を受領したにもかかわらず担当者が支出の手続きを怠り、契約代金を支払う期限を超過させており、契約条項第3条及び第14条第2項に反している。加えて、19,400円分の未払いが判明した際に、実際の納品日から半年以上後に発注した郵券の契約に、未払い分を上乗せした内容等で請書兼請求書を事業者を作成させており、実際とは異なる内容・金額で契約を締結し、支出手続きを行ったことは誠に遺憾である。

さらに、「(1) 適正な契約事務及び支出手続きを求めたもの」でも述べたように、契約条項第14条第3項によると、契約代金の支払いが遅れた場合、受注者は遅延利息の支払いを区に請求することができるとされ、地方公共団体のなす契約に準用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針である「政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針」によれば、特に相手方が積極的にこの債権を放棄する意思表示のない限りは、当然支払の義務を負い、その請求を怠たらずして履行をなすべきとされている。

ウ 適正な契約書類の作成と履行確認の徹底について  
契約における仕様書は、区が発注する物品や業務の内容を具体的に定めるものであり、受注者が適正に履行するために十分な情報が記載されているべきである。また、検査とは、契約の内容どおりに適正に履行されたことを確認する行為（地方自治法第234条の2第1項）であって、原則として対価支払いの前提行為となるものであるから、検査の厳正な執行は、契約の目的を達成するため、また、予算の執行の適正化を期するためにも極めて重要な行為である。しかし、複数の所管において、次のような事例が見受けられた。

②適正な契約事務について

ア 契約権限の委任事務について  
契約事務規則第3条第1項は、契約権限の委任について規定しており、別表で所管課長（区立小学校長及び区立中学校長を含む。）において行うことができる契約は、定期刊行物及び新聞の購読並びに例規類集の追録と原則として1件予定価格50万円以下の契約としている。しかし、契約事務において次のような事例が見受けられた。

- ・教育領域所管でのプールサイド等に係る3件の施設修繕において、それぞれの契約業者、契約期間、履行日及び検査日が同一であり、その契約金額の合計が50万円を超えていた。

イ 産業廃棄物の委託の契約書類について  
産業廃棄物の処理に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）（以下「廃棄物処理法等」という。）では、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、廃棄物処理法等で定める者にそれぞれ委託しなければならないこと、契約書類には受託者に係る収集運搬業又は処分業の許可証の写しを添付することなど、委託の基準を厳格に定めている。しかし、契約書類の作成において次のような事例が見受けられた。

イ 産業廃棄物処理委託の契約書類について  
産業廃棄物の処理に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）（以下「廃棄物処理法等」という。）では、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、廃棄物処理法等で定める者にそれぞれ委託しなければならないこと、契約書類には受託者に係る収集運搬業又は処分業の許可証の写しを添付することなど、委託の基準を厳格に定めている。しかし、契約書類の作成において次のような事例が見受けられた。

- ・区民生活領域所管の一般廃棄物及び産業廃棄物処理委託において、契約書に受託者の収集運搬業の許可証の写しが添付されていないかつた。

イ 産業廃棄物処理委託の契約書類について  
産業廃棄物の処理に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）（以下「廃棄物処理法等」という。）では、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、廃棄物処理法等で定める者にそれぞれ委託しなければならないこと、契約書類には受託者に係る収集運搬業又は処分業の許可証の写しを添付することなど、委託の基準を厳格に定めている。しかし、契約書類の作成において次のような事例が見受けられた。

ウ 適正な契約書類の作成と履行確認の徹底について  
契約における仕様書は、区が発注する物品や業務の内容を具体的に定めるものであり、受注者が適正に履行するために十分な情報が記載されているべきである。また、検査とは、契約の内容どおりに適正に履行されたことを確認する行為（地方自治法第234条の2第1項）であって、原則として対価支払いの前提行為となるものであるから、検査の厳正な執行は、契約の目的を達成するため、また、予算の執行の適正化を期するためにも極めて重要な行為である。しかし、複数の所管において、次のような事例が見受けられた。

- ・都市整備領域所管の作業委託において、仕様書に記載されている作業内容の一部履行の必要がない作業が記載されていた。
- ・総合支所所管の汚泥収集運搬処理業務等委託において、単価契約の事前に数量を指示できない場合の数量確定方法が仕様書に記載されていなかった。また、後日精算はされているが、請求内容と実際の排出量の照合をせずに支出していた。
- ・総合支所所管の樹木伐開作業委託において、作業に伴う排出物に仕様書に記載のない廃棄物が含まれていた。
- ・企画総務領域所管の委託契約において、勤務を要しない日に検査を行い、同日付けで検査証を作成していた。

仕様書が不明確・不正確であると、発注者が意図していたものとなる履行がなされたり、検査行為にも支障をきたしかねない。仕様書を作成するに当たっては、契約の実務担当者は、安易に従前の仕様書を転用するのではなく、契約内容を十分検討し、適正な仕様書を作成されたい。また、履行確認が適正になされないと、契約目的が達成できない場合があるだけでなく、区に損失が生じる場合も起こりうる。検査員は、その職責を十分に理解し、契約書、仕様書等の関係書類に基づき、検査を行うべき時期に適正な検査業務を行われない。

- ・教育領域所管での建物の壁面緑化のためのみどりのカーテン設置及び撤去委託において、請書の契約日が正しい日付よりも後の日付に誤っていたのを見落としたため、業者より提出された作業記録の撮影日が契約日より前の日付になってしまった。

契約の実務担当者は、契約書類が正しい日付で作成されていることを確認するとともに、検査員は、契約書類や履行確認のための書類の日付に不整合がないかも確認されたい。

ウ 適正な契約書類の作成と履行確認の徹底について  
契約における仕様書は、区が発注する物品や業務の内容を具体的に定めるものであり、受注者が適正に履行するために十分な情報が記載されているべきである。また、検査とは、契約の内容どおりに適正に履行されたことを確認する行為（地方自治法第234条の2第1項）であって、原則として対価支払いの前提行為となるものであるから、検査の厳正な執行は、契約の目的を達成するため、また、予算の執行の適正化を期するためにも極めて重要な行為である。しかし、複数の所管において、次のような事例が見受けられた。

②適正な契約事務について

ア 契約権限の委任事務について  
契約事務規則第3条第1項は、契約権限の委任について規定しており、別表で所管課長（区立小学校長及び区立中学校長を含む。）において行うことができる契約は、定期刊行物及び新聞の購読並びに例規類集の追録と原則として1件予定価格50万円以下の契約としている。しかし、契約事務において次のような事例が見受けられた。

- ・教育領域所管でのプールサイド等に係る3件の施設修繕において、それぞれの契約業者、契約期間、履行日及び検査日が同一であり、その契約金額の合計が50万円を超えていた。

イ 産業廃棄物の委託の契約書類について  
産業廃棄物の処理に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）（以下「廃棄物処理法等」という。）では、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、廃棄物処理法等で定める者にそれぞれ委託しなければならないこと、契約書類には受託者に係る収集運搬業又は処分業の許可証の写しを添付することなど、委託の基準を厳格に定めている。しかし、契約書類の作成において次のような事例が見受けられた。

イ 産業廃棄物処理委託の契約書類について  
産業廃棄物の処理に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）（以下「廃棄物処理法等」という。）では、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、廃棄物処理法等で定める者にそれぞれ委託しなければならないこと、契約書類には受託者に係る収集運搬業又は処分業の許可証の写しを添付することなど、委託の基準を厳格に定めている。しかし、契約書類の作成において次のような事例が見受けられた。

- ・区民生活領域所管の一般廃棄物及び産業廃棄物処理委託において、契約書に受託者の収集運搬業の許可証の写しが添付されていないかつた。

イ 産業廃棄物処理委託の契約書類について  
産業廃棄物の処理に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）（以下「廃棄物処理法等」という。）では、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、廃棄物処理法等で定める者にそれぞれ委託しなければならないこと、契約書類には受託者に係る収集運搬業又は処分業の許可証の写しを添付することなど、委託の基準を厳格に定めている。しかし、契約書類の作成において次のような事例が見受けられた。

はもろろんのこと、実績報告書の審査に当たっては、報告内容が補助金要綱に沿って正しく報告されているか、報告内容に齟齬がないかな等を十分に審査し、適正な補助金の交付事務の執行に努められた。

④行政財産の使用料について

行政財産の使用料は、使用許可を受けた者から使用開始日までに全額を徴収するとされており(世田谷区行政財産使用料条例(以下「使用料条例」という。)第6条第1項本文)、会議室等を使用する場合や特別の理由がある場合に限り、納期限を別に指定し(使用料条例第6条第1項ただし書)、また、使用料を分割して納付させることができる(使用料条例第6条第2項)。したがって、使用料を使用開始後に徴収する場合や分割して徴収する場合には、使用許可を受けた者から事情を聴取し、十分な検討の上で、特別な理由の有無を判断し、意思決定を行わなければならない。しかし、行政財産の使用許可において、次のような事例が見受けられた。

- ・総合支所所管において、新規の建物の行政財産使用許可申請に対し、使用許可の決定に係る起案文書中に、特別の理由等を明記していないにもかかわらず、使用料を使用開始後に分割して徴収していた。

行政財産の使用料の徴収に当たり、使用開始日までに全額徴収しない場合には、使用料条例に基づき、特別な理由の有無を判断し、その状況を起案文書中に明記するなど、適正な事務処理に努められた。

⑤指定供用物品等の管理等について

郵券、ごみ処理券、タクシー券など、世田谷区物品管理要綱第15条に掲げる会計管理者が指定する供用物品については、物品管理規則第35条の規定に基づき、指定物品受払簿又はこれに代わるもの(以下「受払簿」という。)を備え、供用状況を明らかにしておかなければならない。しかし、指定供用物品の管理について、次のような事例が見受けられた。

- ・区民生活領域所管において、空きびん・空きかん回収袋の枚数と受払簿上の残数が合わなかったため、受払簿に実際とは異なる事由で払出しの記載をし、回収袋の枚数と受払簿の残数を合わせていた。
- ・教育領域所管において、空きびん・空きかん回収袋がないことを把握していたが、受払簿上は回収袋の残数があり、年度繰越しの処理もしていた。

エ 見積書の徴収について  
随意契約によらうとするときは、契約事務規則第39条及び第40条の規定に基づき、契約の実務担当者は、あらかじめ予定価格を定めるとともに、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならぬとされている。見積書は、契約行為の根拠となるものであり、契約の申込みを明らかにし、かつ、区の予定価格に照らし合わせて申込み価格の妥当性を判断するためのものである。徴収する見積書については、見積日が明らかであり、見積りの内容が区の示す契約条件と合致していなければならない。しかし、見積書の徴収に関し、次のような事例が見受けられた。

- ・総合支所所管及び教育領域所管の契約において、特段の理由もなく1人からしか見積書を徴収していない、あるいは全く見積書を徴収していないかった。

これまでの監査においても繰り返し意見述べてきたところであるが、契約の実務担当者は、見積書徴収の意義をしっかりと認識し、適正な事務処理に努められた。

③補助金の交付事務の適正な執行について

補助金の交付申請、決定その他補助金の執行に関する共通・基本的事項については、世田谷区補助金交付規則(以下「補助金交付規則」という。)で規定され、補助金ごとの補助対象や申請手続きなどの具体的な事項は、各補助金交付要綱(以下「補助金要綱」という。)で規定されている。また、補助金は、公益上の必要がある場合に限り支出できることであり(地方自治法第232条の2)、公正かつ有効に使用されること(補助金交付規則第3条)が求められている(補助金交付規則第3条)。さらに、補助事業等が完了したときには実績報告書を求め、それを受けたときは、実績報告書を審査し、補助事業等の成果が要綱上適合するかを調査しなければならぬ(補助金交付規則第13条)。しかし、補助金の交付事務において、次のような事例が見受けられた。

- ・教育領域所管の任意団体の運営に充てる補助金の交付において、補助金の交付金額に影響はないものの、補助事業完了時に提出された実績報告書の内容に不整合があった。
- ・補助金の交付に当たっては、補助金の申請・交付・精算事務手続き、補助事業の目的・内容の公益性や補助対象とする経費を明確にすること



指定供用物品の管理において、受払簿への記載は、指定供用物品の現物の残数確認に欠くことができないものである。物品管理者は、受払簿等への正確な記載に努め、その使用・購入状況や残数確認を定期的に行うなど、適正な指定供用物品の管理に努められたい。

- ・教育領域所管の複数の所管において、空きびん・空きかん回収袋が数年間全く使用されずに保管されており、今後も使用される予定がない。使用予定のない指定供用物品については、指定供用物品の管理上のリスクが生じることから、有効活用への取組みを検討されたい。

その他、令和3年度の区の財務事務の手引きによると郵券等の指定供用物品を購入し、受払簿に記載した際は、納品書兼完了届の摘要欄に「指定物品受払簿へ転記」と記入し、受払簿に検査日で受入れ数を記入することとしているが、納品書兼完了届への記載がされていない事例や、発注日や納品日等を受入れ日として受払簿に記入している事例が複数の所管において多く見受けられた。即日払出す場合の納品書兼完了届への記載も含め、財務事務の手引きに則った適正な管理を行われたい。

また、委託契約等の成果物としてCDやDVDに収納した電子データを提出させせる際、納品物に件名等の記載がされていない事例が見えられた。軽微な点ではあるが、内容がわかるように納品物に件名等の記載を行うなど、納品物等の適切な管理にも努められたい。

⑥その他の財務に関する事務について

その他の財務に関する事務として、次のような事例が見受けられた。

- ア まちづくりセンターにおける財務事務の事例
  - ・区から身近なまちづくり推進協議会へ提供する啓発物品の購入に当たり、販売目的で購入する旨を起案文書に記載し、意思決定をした。
  - ・身近なまちづくり推進事業補助金の事務において、身近なまちづくり推進協議会で物品を購入する際、職員が代理で購入事務を行い、その支払いを職員のクレジットカードで行っていた。
  - ・ごみ減量・リサイクル推進事業補助金の事務において、補助金の交付金額に影響はないものの、実績報告書にごみ減量・リサイクル推進事業とは直接関係しない事業の報告が記載されていた。

まちづくりセンターは、区民に一番身近な窓口として、様々なまち

づくり事業や窓口業務等を担っている。区としての業務を行う場合、身近なまちづくり推進協議会などの団体の事務に関わる場合、地区まちづくりを支援する場合など、それぞれの事務に携わる立場を明確に把握した上で、それぞれに合った適正な事務処理に当たられたい。

イ 職員の事務ミスを発端とする契約変更の事例

- ・保健福祉領域所管の施設利用者に対する送付資料の印刷折り・封入封かん業務委託（所管課契約）において、仕様書上、機械封入用の封筒を区が用意するところ、誤って手封入用の封筒を準備し、そのまま履行を求めた。これにより、契約金額は当初の見積金額から増額し、所管課で契約できる50万円を超えたため、やむなく印刷折りと封入封かんのそれぞれの業務委託契約に分けて締結し直し、支出していた。

本件は、契約の実務担当者の事務ミスに端を発しており、仕様書どおりの準備を行わなかったことにより、本来不要だった額の支出を招いたことは、正確性及び経済性の面から不適切と言わざるを得ない。契約の実務担当者は適正で経済的な契約行為が保持されるよう、緊張感を持って業務に当たられたい。

ウ 切手類等の交換制度を使用した指定供用物品の取得時の事務ミス事例

- ・教育領域所管において、本来購入により取得すべきところ、使用予定のある郵券を使ってレターパックと交換するとともに、交換時にかかる手数料を保有する郵券や前渡金で対応していなかつた。

会計管理者からの「郵券等の管理・金庫の管理について（通知・依頼）（平成30年1月29日付29世会計第200号）」において、郵券等の管理に当たり、使用頻度の低下した郵券等を保有している場合は、郵便局での切手類等の交換制度の活用などを行うよう示されており、その際の交換手数料は、保有する郵券等に対応するか、前渡金で対応することとされている。しかしこの方法は、あくまで使用頻度の低下した郵券等を有効活用する観点を基本としたものである。通知等に則った適切な活用を行い、適正な郵券等の管理に努められたい。

エ 会計年度任用職員制度導入時の事務ミス事例

- ・企画総務領域所管の交付金事務において、会計年度任用職員の人件費の抽出限りが翌年度に判明したため、翌年度予算で返還金を支出していた。

新たな制度等の導入に伴い発生する事務処理に当たっては、関係所管の連絡・調整を一層密にし、マニュアルを適時更新するなどして、遺漏のない事務を行うよう留意されたい。

(2) 各領域の事務事業について

① 企画総務領域

区は、世田谷区基本計画の表現に向けた具体的な取組みを示す計画である世田谷区新実施計画（後期）が令和3年度で最終年度を迎えたことから、令和6年度を初年度とする次期基本計画も見据えた新たな実施計画として世田谷区未来つながるプラン（以下「つながるプラン」という。）を策定した。新実施計画（後期）では成果指標の設定に課題を残したことから、つながるプランにおいては2年間という計画期間を踏まえ、区の活動による結果を示す行動量から直接的な効果が生じるアウトカムを成果指標として設定することにより、行動量と成果指標の関係を整理し、加えて次期基本計画につなげていく新たな政策の柱を設け、施策を推進することとした。区として重点的に取り組まなければならない施策を推進するには、組織の横断的連携と区民・事業者等との参加と協働が欠かせないと考える。計画に位置付けられた施策と持続可能な開発目標（SDGs）との関連性を意識しながら、一体的に施策を推進することを期待する。また、つながるプランにおける施策の進捗については、必要に応じて計画の修正を行うとともに、コスト面での分析や成果達成度の評価を実施し、改善点などを明らかにして、次期基本計画に繋がるよう、取り組まされたい。

新型コロナウイルスの感染拡大や、ICTの発展を背景に、暮らし方や働き方を変革する動きが急速に進む中、区は、世田谷区情報化事業計画（平成30年度～令和3年度）を前倒しして行うなど、モバイル端末の増設や会議のオンライン化を進めるための環境整備に優先して取り組むとともに、電子申請などのオンライン手続きを拡充するなど、ICTを活用した環境整備に迅速に取り組む、感染防止と業務継続の両立に努めたことを評価する。次期情報化基盤の整備に当たっては、本庁舎整備を契機に、職員の働き方改革との連動や個人情報の保護の徹底、及び災害時も盤石な情報基盤の整備などに努められたい。さらに、行政手続きのオンライン化などによる窓口における待ち時間の短縮や混雑の緩和への対策などにも引き続き取り組まされたい。

区は、公文書の管理について、世田谷区公文書管理条例の考え方に基つき、区政に関する重要事項が記載された公文書を「重要公文書」とし、その保存期間が満了して移管されたものを「特定重要公文書」として永久に保存することとしている。重要公文書の評価選別において、まず、

評価選別基準に基づき実施機関が評価選別を行い、その後、保存期間満了に際して、世田谷区公文書管理委員会に諮問し、評価選別にかかる意見を聴き、その意見を尊重し公文書を永久保存するか廃棄するかを判断をす。実施機関が基準、公文書管理委員会の考え方を十分に理解した上で評価選別が行われるよう、実施機関への周知等に取り組みたい。令和4年9月より目録の公開を行っている。今後も区の諸活動のあゆみをさらに、特定重要公文書について、一般の利用に供する制度を設け、令和4年9月より目録の公開を行っている。今後も区の諸活動のあゆみを記録する公文書の管理を適切に行うとともに、利用請求者にとってもより利用しやすい制度となるよう運用に努められたい。

② 区民生活領域

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くのイベントが中止となり、地域課題に取り組む団体の活動も中止や延期を余儀なくされたが、区は、避難所運営訓練などの少人数でも対面で行うべき事業や、オンライン会議や動画配信など非対面でもできる事業、その両方を組み合わせて行う事業など、それぞれの状況や必要性に応じて工夫を施しながら事業を継続している。コロナ禍における高齢者の引きこもり防止や、いつ来かわからない震災への備えなど、区民の健康と命を守るための事業の継続が欠かせない。今後も、区民福祉の向上に向け、様々な手法を取り入れながら各事業の展開に取り組まされたい。

区は、マイナンバーカードの交付促進を図るため、カード交付に特化した特設窓口を開設した。令和3年度に新たに交付したマイナンバーカードのうち5割強を特設窓口で交付しており、交付促進に貢献したものと考える。マイナンバーカードでのサービス内容は、全国のコンビニエンスストアに設置された端末から証明書を取得することができ、区民の利便性が向上している。今後はオンライン申請などの運用も予定されており、サービスの拡充が図られるだけでなく、窓口の混雑緩和にも効果が期待される。一方で、カード交付率の上昇に伴い事務処理も増加しているが、早めの周知や多様な対策を総合的に行うこと等により来庁者の分散化を図り、窓口での待ち時間縮減に取り組まされたい。

区では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に併せて、馬術競技が開催される期間に区を訪れる方へ、世田谷区の魅力の発信や交通案内などを行う区のボランティアを募集し、多くの方に登録してもらった。東京2020大会を背景に高まったボランティア活動提供できなかった。東京2020大会を背景に高まったボランティア活動に対する区民の参加意識を一過性のものとせず、地域でのボランティアアとして活躍してもらおうことが、東京2020大会のレガシーの継承につながると考えられる。登録者への活動の場の提供など、ボランティア文化

区は、この経験を災害時の保健医療体制、平時からの地域連携に活用し、全庁が危機意識を共有した事前対応型の体制整備やリスクコミュニケーションに資する仕組み作りを今後の課題としている。さらに、医療機関・医師会をはじめとした関係機関との連携について、新たな感染症や新型コロナウイルスの再度の感染拡大に備えるため、枠組みを一定程度残すことを考えている。未だ感染収束の気配は見えないが、今後もこれまでの経験や関係機関と築き上げた連携体制を再度の感染拡大や他の健康危機管理にも活かすべく、引き続き取り組まれない。

新型コロナウイルスワクチン接種については、接種希望者への適切な情報提供のため、ワクチンコール回線的大幅増や18か国語の外国語対応、接種券送付封筒への9つの言語表記や音声コード添付、若年層対策としてウィークエンド夜間接種の実施等を行っている。ワクチンの有効活用のためにも、今後も対象者への周知に力を入れて取り組まれない。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって経営に大きな影響が生じた医療機関を支援し、地域医療体制の確保を図るため、区は、新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業として、病床確保支援、発熱外来等の運営支援、従業員等の感染による休診に対する再開支援、新型コロナウイルス感染症回復後患者の転院等受入支援を実施している。第5波では、入院患者が重症化した場合に、転院先が見つからず自院にて対応せざるを得ない状況や、区外病院から区民の転院を受け入れる医療機関等も多かったため、該当する医療機関を支援するよう補助制度を見直した。第6波では、PCR検査や抗原検査数が増加したことを踏まえ、令和4年度からは検査件数に応じて補助額を増額することとし、第7波に備えた。予算の執行状況を見ると、病床確保支援以外は執行率が低かった。患者数や検査件数等を事前に見通すことが困難だったためと思われるが、当事業の分析・検証を行いながら、実態に合った医療機関等への支援に取り組む、引き続き地域医療体制の確保に取り組まれない。

区は、令和2年10月に世田谷区認知症とともに生きている希望条例（以下「希望条例」という。）を施行し、各地区のまちづくりセンター等に希望条例のパンプレットや世田谷区認知症とともに生きている希望計画の冊子を配布するほか、区民の認知症観の転換を図るための普及啓発に取り組んでいる。認知症の本人の社会参画の取組みとして、希望条例施行1周年記念イベントや小学校でのアクション講座等の様々な場面の登壇や、世田谷区認知症施策評価委員会等の会議に委員として発信する等の機会を設けた。継続的な普及啓発には多様な機会や媒体を活かすことが必要であり、令和4年度から四者連携に加わった各児童館の館長へ説明を行ったほか、小学校だけでなく中学、高校、大学でアクション講座を実施し、若者への情報発信・情報共有にも取り組んでいる。引き続き、

の定着と地域活動の活性化に引き続き努められたい。また、東京2020大会に伴うアメリカ合衆国選手団のキャンプの受入れでは、セキュリティ対策や徹底した感染防止対策により、一人の感染者も出さずにキャンプを終了することができた。この貴重な経験を東京2020大会のレガシーとして継承するとともに、先導的共生社会ホストタウンとして、障害のある人もない人も共に楽しめるよう、パラスポーツの普及啓発や障害への理解促進に努められたい。

深刻化する気候危機の状況を踏まえ、区は令和2年10月に「世田谷区気候非常事態宣言」を发出するとともに、世田谷区地球温暖化対策地域推進計画の見直しを行っている。区の施策における地球温暖化対策は、区民生活、防災、都市整備、教育などの多岐にわたる分野が関連しており、それぞれの所管の主体的な事業の推進と、庁内の総合的かつ計画的な連携が重要である。さらに、計画の見直しに当たっては、宣言と整合のとれたより高い計画目標を設定しているが、令和32年(2050年)までに区内の二酸化炭素排出量を削減する目標については、区内における連携はもとより、区民・事業者と区が気候危機の問題を共有し、理解と協力を得ながら強固に推し進める必要がある。今後、区内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、区・区民・事業者の一人ひとりの行動変容を促す取組みに努められたい。

区は、平成11年に制定した世田谷区産業振興基本条例について、社会経済環境や地域経済を取り巻く状況の変化を踏まえ、世田谷区地域経済の持続可能な発展条例（以下「発展条例」という。）として改正した。発展条例では、区、事業者、区民及び関係機関が一体となり、産業間の横断的・相乗的な連携をより一層促進していくことに加え、非経済的な価値の重要性を視座として取り入れるなど、新たに4つの基本的方針を定め、地域の経済発展と地域や社会の課題解決を両立した持続可能な社会の実現を目指している。また、発展条例には前文が新たに設けられており、見直しの背景や改正した条例に込めた思い、決意など、改正の趣旨を分かりやすく伝える工夫がなされている。今後は、発展条例に基づき、区と事業者・関係機関との連携はもとより、区民の理解と協力を積極的に得ながら、豊かな区民生活の実現に取り組まれない。

**③保健福祉領域**

新型コロナウイルス感染症対策として、区は、第6波までに構築した電話相談や行政検査、社会的検査等の体制を強化し、第7波で急増した患者対応に尽力した。全庁応援やあらゆる地域資源等を活用した、軽症者や自宅療養者の環境整備に加え、新たに、医療機関によるオンライン診療体制の確保支援に取り組む、豊かな区民生活の実現を図った。

住支援協議会に参画し、民間賃貸住宅への更なる入居支援に取り組んでいる。住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の戸数の確保や、居住支援策の更なる検討等、他区の事例も参考に努められた。居住支援は需要と供給のマッチングの困難さもあるが、家主や不動産業者の理解や協力を得ながら、区民のニーズに寄り添った支援に取り組まれた。

大規模な公園整備計画である玉川野毛町公園拡張事業においては、令和3年5月に玉川野毛町公園拡張事業基本計画の策定後、区は、区民との協働の公園づくり「玉川野毛町パークらぼ」として、「ともにつくる、ともにあゆむ公園づくり」をテーマに公園の整備や管理運営について検討してきた。「玉川野毛町パークらぼ」では、公園予定地を一般に開放するオープンパークでの検証、検討を積み重ね、基本設計検討案を作成した。この検討案に対する近隣住民のアンケートを踏まえ、更に専門家からのアドバイス等も加え、令和4年度中に基本設計を取りまとめる予定である。また、飲食や物販施設など便益・サービスの拠点施設について、パークPFIなどの制度を活用した民間施設誘致に向け、サウンドイン型市場調査の公募を実施するなど、事業者公募の継続性などの視点も、インゲ型市場調査の公募を希望する事業者の探算性や営業の継続性などの視点も、区や公園利用者、近隣住民などの視点の調和が今後の事業検討の重要な課題である。引き続き、地域住民などとも情報を共有し理解を深めながら、協働による公園づくりに努められた。

区は、区内に点在する公共交通不便地域への対策として、平成29年度より砧1～8丁目をモデル地区として、地域と連携した検討を行った。これまでの定時定路線型交通に加え、利用者の予約に応じて車両を配車するデマンド型交通についても令和4年度需要予測アンケート調査を実施し、定時定路線型と比較・検討のうえ運行形態を決定し、令和5年度からの実証運行を目指している。また、砧モデル地区における実証運行の取組みにより、有効性等を確認するとともに、他の重点検討地域の支援のあり方を検討することとしている。検討に当たっては、調査や検証結果を踏まえ、地域住民が利用しやすいシステム構築に努められた。また、現在想定しているワゴン車両は乗車人員が限定されることから、採算性の課題もあるが、持続性も考慮した効率性の高い運用方法の検討に努められた。

区では、「水害に強い安全・安心のまち世田谷」を目指し、平成21年に世田谷区豪雨対策基本方針、平成22年に世田谷区豪雨対策行動計画を策定し、その後基本方針・行動計画の改定を経て豪雨対策に取り組んできた。こうした中、令和元年東日本台風や近年頻発している局所的な集中豪雨等による浸水被害を踏まえて、令和4年3月に世田谷区豪雨対策行動計画(改定)を策定した。本計画では、前計画から引き続き

本庁と総合支所の関係所管が連携し、希望条例の理念及び希望計画の取組みに対する理解促進に努められた。

子どもの貧困対策計画の重点政策として、生活困窮世帯等の子どももの成長と家庭生活の安定に向けた学習・生活支援の拠点事業が令和3年8月から開始された。安心して過ごせる居場所の確保と、子どももの特性に応じたマンツーマンの支援等により、学習習慣の定着、生活リズムの改善等の変化が見られた。また、児童相談所や子ども家庭支援センターが支援する養育困難や社会的孤立傾向にある家庭については、親子関係の調整を早期に図ることができ、子どもが一時保護とならずに地域で安定した生活を送れるなどの効果もあった。引き続き、子ども一人ひとりの状況に応じ寄り添った支援を行い、運営事業者や関係機関との連携・協働を強化しながら、子どももの貧困対策を推進されたい。なお、事業を利用する子どもと保護者の満足度は高いが、拠点施設を利用できる子どもが居住地域に限られ、利用ニーズと合致しない等の課題があり、課題解決に向けた事業展開が望まれる。また、虐待等の早期対応や再発防止につながるセーフティネットとしての更なる機能強化に努められた。

区は、令和4年4月に世田谷区避難行動要支援者避難支援プログラムの改定を行い、避難行動要支援者の支援に取り組んできた。令和4年度より3か年で避難行動要支援者の個別避難計画を作成としており、玉川・砧地域では、令和2～3年度に多摩川洪水浸水想定区域の避難行動要支援者に対するアンケート調査を行い、令和4年度から個別避難計画の作成を開始した。風水害時に個別避難計画が有効に機能するためには、地域やあんしんすこやかセンター、介護サービス事業者等との日頃からの情報共有と連携が重要である。個人情報取扱いに留意しつつ、介護サービス事業者等に対して個別避難計画作成の意義や重要性を丁寧に説明し、理解と協力を得られるよう取り組まれた。また、玉川・砧地域への対応や、未作成者に対する個別避難計画作成の働きかけ、避難行動要支援者名簿の更新等の課題解決に向け、関係所管が連携して個別避難計画の作成に努められた。

**④都市整備領域**

区は、住宅確保要配慮者の居住支援の推進として、世田谷区居住支援協議会を中心とした住宅所管と福祉所管の連携強化を図っている。令和3年度は、おらっつとホーム世田谷と連携し、福祉と住宅の総合相談支援や講習会、意見交換等を実施し、令和4年度は、各あんしんすこやかセンターなどの職員向け講習会を実施し、意見交換等で相互の知識向上に努めている。また、区協定締結先及び区に拠点がある居住支援法人が居

調整計画では、特に重点を置いて横断的に取り組む事業としてリデザインング事業を掲げている。これらの主な事業について以下に記載する。

「教育デジタル・トランスフォーメーションの推進」については、学校におけるICT環境の安定運用、利便性向上及び利活用推進に取り組んでいる。校内ネットワークに関しては、全ての学校で円滑に授業ができるように機器交換などの整備を行っていたほか、令和4年12月には、利用状況や保護者からの意見等を踏まえ、学習用タブレット端末における保護者向けスクリーンタイム機能の提供、学校緊急連絡情報「すぐくる」の運用見直しを予定している。引き続き、より良い環境整備、運用に努められたい。

「教育総合センターを拠点とした質の高い教育の推進」について、研修・研究機能及び研究体制の整備・充実、教職員の支援・人材育成の推進、ICTを活用した学びの推進などに取り組んでいる。キャリア未来・デザイン教育の推進に向けて、キャリア教育や探究的な学び、乳幼児期と義務教育期との円滑な接続、体力向上などについて研究園・校を指定し、各園・校の研究実践の支援を行っている。加えて、「センターグループ研究員」の事業として、学校支援・教員支援に当たる職員が指導者となっており、教員の研究活動のサポートを行っている。また、ICT活用においては、個別最適な学びの実現に向けて、学習アプリを用いた学習ログの分析・活用や特別支援教育の充実につながるICT活用、探究的な学びにおける効果的なICT活用の方法等について、学校・企業との共同研究にも取り組んでいた。引き続き、教員の指導力向上を含め教育の質の更なる向上に努められたい。

「教員が子どもとかわる時間の拡充」について、教員の補助業務を行うスクール・サポート・スタッフを令和3年11月から全区立小・中学校に拡充して配置している。学校現場からも有効に機能しているとの声を聞くことができた。そのほか、区立中学校の部活動の支援として、地域の方等が部活動支援員として活動する取組み、令和3年度実施の部活動支援員を紹介する「部活動支援員マッチング業務委託」の取組み、教員の働き方改革の推進として、会議回数の削減、時間外の会議禁止、PCの掲示版の活用などを実施しているが、更なる充実が期待される。学校個々に取り組まれている優れた事例は、情報共有して学校全体のレベルアップに努められたい。

「中央図書館機能の拡充と図書館ネットワークの推進」について、レファレンスの充実と利用促進に取り組んでいる。国内の多様な事例を集めた国立国会図書館レファレンス協同データベースの活用を図る等の取組みを行っているが、レファレンスサービスを充実させるためには、職員の高度な知識と経験が必要である。人材の確保、育成に向け、職員

て、「河川・下水道整備」の推進、「流域対策」の強化、「家づくり・まちづくり対策」の促進、「避難方策」の強化を、豪雨対策の四つの柱に位置付けて、豪雨対策を推進している。このうち、流域対策については、流域対策推進地区の追加、区内4河川流域ごとの区独自の目標策量設定など対策を強化するとともに、引き続きグリーンインフラの考えを取り入れた効果的な豪雨対策に取り組んでいる。今後も東京都連携し、四つの柱に位置付けた対策を着実に実施し、豪雨対策の推進に努められたい。

平成31年3月に三軒茶屋のグランデデザインとなる三軒茶屋駅周辺まちづくり基本方針が策定された。この方針を踏まえ、令和3年8月に「三茶のミライ（素案）」が取りまとめられ、まちづくり会議での区民への素案の報告や意見交換、区民意見募集を経て、令和4年3月に「三茶のミライ」が策定された。「三茶のミライ」にある多様な主体とともに描いた未来像に結びつく「まちの空間デザイン」には、拠点性を活かした都市機能集積、パブリックスペースの創出、防災性の向上、歩行者空間の充実などの大切なポイントがあり、令和4年度はこれらの検証等を行うことを目的とした社会実験が実施されている。今後も町会・自治会、商店街や事業者など多様な主体と連携するとともに、地域住民など街に関わる人の理解と協力を得ながら、「三茶のミライ」の実現に向けて取り組まれない。また、三軒茶屋二丁目地区市街地再開発事業においても、市街地再開発事業による「まちの空間デザイン」の具体化に向けて「三茶のミライ」を踏まえた事業計画へ誘導するとともに、まちの未来像実現につながる取組みの実施や、まちづくり推進体制の構築など、準備組合とともにソフトとハードが一体となったまちづくりに取り組まれたい。

⑤教育領域

区は、令和4年3月に第2次世田谷区教育ビジョンの計画期間最終2か年における具体の個別事業計画として、教育ビジョンに掲げる教育目標の実現に向けて調整計画を策定している。策定に当たっては、第2期行動計画の成果を振り返り、持続可能な開発目標（SDGs）の推進、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進といった教育を取り巻く様々な社会環境の変化を捉え、次期教育ビジョンへの必要な視点を取り入れながら取り組まれている。計画策定に当たっては、現状を適切に把握し分析・評価することや課題を把握するとともに、社会状況の変化を正確に捉えることが重要なポイントとなる。次期教育ビジョン策定に向けても、引き続きこのポイントを踏まえながら取り組まれない。

大学の講義・実習への派遣による司書資格取得支援策の充実、東京都の専門研修等によるレベルごとの研修により職員を育成・支援していくフロアスタッフの仕組みを構築していくとしているが、引き続き、レファレンスサービス拡充に向け、中央図書館のマナジメント機能の強化を図りつつ、人材確保や育成に向けて積極的に取り組まれない。

**終わりに**

以上、令和3年度を中心とする財務事務の執行状況や事務事業等について意見を述べてきた。

財務事務については、例年と同様、契約事務の執行に係る問題が多く認められる。契約事務に当たっては、仕様書の作成、見積り、契約、検査、支払等の一連の事務の各段階において、関係法令やマニュアル等に基づき誤りなく実施されなければならない。管理監督者は、これら一連の流れの中で個々の事務手続きを職員に理解させるだけでなく、管理監督者自らもリスク管理を再認識し、適正な財務事務の執行を徹底されたい。令和3年度においては、郵券など会計管理者が指定する供用物品が適正に管理されていない事例や、実際とは異なる履行完了、検査合格日とした請書兼請求書による支出も複数見受けられた。改めて職員の意識改革と適正な事務執行を徹底するとともに、事業者に対し真摯に対応されたい。

事業実施に当たっては、歳入・歳出手続きにおける事務上のミスだけではなく、文書等の誤記載や郵送文書等の誤送付などの事務ミスも引き続き散見されており、これら事務上のミスの防止に向けて、より一層、組織的にリスク管理を図られたい。また、令和2年度に導入されている会計年度任用職員制度での年末調整時の報酬明細等を誤る事務ミスが令和3年度にあったことに加え、中小企業庁からは消費税率引き上げ後に引き上げ分が適正に上乘せられていないとして指導を受けている。新たな制度等の導入時においては、特に制度の十分な理解と適切な執行に留意されたい。

新型コロナウイルス感染症については、約3年の長きにわたり、全庁の協力のもと感染症対策を継続していることに対し、その努力を評価する。今後職員も健康に留意しながら、感染症に対して柔軟に対応できる体制を整備されたい。一方、長期化したコロナ禍の中、行動制限やストレスなどにより、高齢者の運動機能や認知機能の低下、子どもへの発達への影響などが懸念されている。令和3年度は、各所管において適正な人数規模の調整やオンラインでの活動、広い会場の確保など、これまで培ってきたノウハウを活用した区民参加の取組みが行われてきた。今後も感染拡大防止と地域活動、社会経済活動の両立に向けて、地域特性や区民ニーズを踏まえた事業手法を工夫しながら取り組まれない。

区では世田谷区DX推進方針 Ver.1を策定するとともに、令和3年4月にはデジタル改革担当部を設置し、令和4年4月にはDX推進担当部に組織改正を行うなど、DXの推進体制を整備し取組みを進めている。職員の働き方改革を促して業務手法の転換や効率化を進めるとともに、電子申請やオンライン相談など行政手続きのデジタル化による区民サービスの向上を加速されたい。

今後、新型コロナウイルス感染症や円安の影響、ウクライナ侵攻の長期化

に伴い、エネルギー価格・物価の更なる高騰が懸念されるなど、区民生活や企業活動は厳しい状況が続くものと想定される。

こうした状況下において、最少の経費で最大の効果を生み出す行政経営改革を着実に実施するためには、コンプライアンスの徹底はもちろん、常に社会情勢の変化や区民ニーズの把握に努め、国や東京都の支援や財源も活用しながら、必要な人に必要な支援が届くよう取り組んでいかなければならない。

今後も区民の命と生活を守るといふ使命感を持って、区民から信頼される区政運営に努められたい。